

国際的な連携の確保及び国際協力の推進について  
検討するプロジェクトチーム（PT）報告書

## 目次

1. 本PTの目的・趣旨	1
(1) はじめに	1
(2) 海洋基本計画の基本的な方針との関係と本PTの議論の目的	1
2. 主な検討テーマ－検討課題設定の考え方	3
(1) 第一の検討課題「海洋状況の認識」に即したテーマ	3
(2) 第二の検討課題「海洋秩序の形成」に即したテーマ	4
(3) 第三の検討課題「海洋秩序の維持」に即したテーマ	5
3. 検討結果の概要	5
(1) 「海洋状況の認識」における国際協力等の検討	5
(2) 「海洋秩序の形成」における国際協力等の検討	6
(3) 「海洋秩序の維持」における国際協力等の検討	7
4. 提言	8
(1) 「海洋状況の認識」に関する施策の提言	8
(2) 「海洋秩序の形成」に関する施策の提言	12
(3) 「海洋秩序の維持」に関する施策の提言	14
5. 結び	16
参考資料1：本PT構成員	18
参考資料2：本PT開催実績	19

# 1. 本 PT の目的・趣旨

## (1) はじめに

我が国は、四方を海に囲まれ、その面積が国土面積の約 12 倍に相当する世界有数の広大な管轄海域を有し、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げてきた。これは第 3 期海洋基本計画にいう「海洋国家」にほかならない。海洋国家として繁栄を続けるためには、国土の保全と国民の安全を確保すべく海を守っていくこと、経済社会の存立・成長の基盤として海を活かしていくこと、貴重な人類の存続基盤として海を子孫に継承していくことが重要である。それが、海洋国家としての我が国の国益を守り、かつ、実現することである。そのために、我が国は、力や威圧ではなく、「法の支配」が、我が国のみならず世界の平和、安全及び繁栄をもたらす基盤であるとの立場を堅持し、「開かれ安定した海洋」を実現することで、我が国にとって好ましい情勢や環境を能動的に創出すべきである。様々な脅威が容易に国境を越える現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自国の平和と安全を守り、繁栄を達成することはできない。それゆえに、我が国の国益を守り、かつ、実現するためには、諸国と緊密に連携し、協力していくことが、不可欠である。海洋基本法が「海洋に関する国際的協調」を希求し、「国際連携の確保」及び「国際協力の推進」を規定するのも、ここに記載した趣旨と同じといえる。

## (2) 海洋基本計画の基本的な方針との関係と本 PT の議論の目的

海洋基本法の掲げる 6 つの基本理念の一つが、「海洋に関する国際的協調」(第 7 条)である。同法は、第 3 章の基本的施策の章にて「国際的な連携の確保及び国際協力の推進」(第 27 条)をその一つに規定する。同規定では、国際的な連携の確保については、海洋に関する国際約束等の策定に主体的に参画することを挙げており、国際協力の推進については、海洋資源、海洋環境、海洋調査、海洋科学技術、海上犯罪取締り、防災、海難救助等に係る国際協力を列挙している。

第 3 期海洋基本計画(2018 年(平成 30 年)5 月閣議決定。以下「基本計画」という。)の第 1 部(2-1.)は、「総合的な海洋の安全保障」を基本的な方針とする。さらに、基本計画は、「海洋に関する国際的協調」に関し、第 1 部(2-2.)で、「国際連携・国際協力」について以下のとおり規定する。

### 第 3 期海洋基本計画 第 1 部

#### 2. 海洋に関する施策についての基本的な方針

##### 2-1. 「総合的な海洋の安全保障」の基本的な方針

###### (1) 海洋の安全保障

～(省略)～

こうした中、我が国は、海洋の安全保障について、我が国の平和と安全を自らの力のみならず国際社会との協力により守り、繁栄と経済的存立の基盤となる海洋権益を長期的かつ安定的に確保するとともに、我が国及び国際の平和と安定に資する海洋秩序を形成し、我が国にとって有利な国際戦略環境を創出するべく、必要な施策を進めてきた。

## 2-2. 海洋の主要施策の基本的な方針

### (5) 国際連携・国際協力

国際連携・国際協力は、平和で安定した国際社会の確立を基盤とした我が国国益の実現のために行われるべきものである。したがって、国際協調主義を掲げる我が国は、海洋分野においても、国際ルール形成を主導していかなければならない。

海洋分野には、長年にわたって多くの国が議論と実践を積み重ねてきた、国連海洋法条約を中心とした国際ルールが存在する。我が国は、これらのルールを尊重し、そこに規定された海洋における権利を享受するとともに、「法の支配」に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化するための連携や協力をシーレーン沿岸国を始め各国とともに進め、また、このような秩序が国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であるとの国際的な認識を形成・定着させていくために主導的な役割を果たしていく。

特に、海洋における紛争や利害の対立等に際しては、海洋の秩序形成・発展の観点からも、これらの国際ルールに則して対処し、主張を通すために力や威圧を用いず、平和的な事態収拾を徹底する。

さらに、地域や地球規模の海洋問題を解決するためには、国際ルールの遵守に加え、海洋の状況を適切に把握し、海洋の諸現象をよりよく理解することも欠かせない。我が国は、二国間での取組に加え、ユネスコ政府間海洋学委員会（UNESCO/IOC）を始めとする多国間の国際的な枠組の下、包括的な海洋観測網の構築に貢献するとともに、これらの観測を通じて科学的知見を得るように努め、科学的知見が得られる限りは、それに基づき決定される政策によって海洋の諸課題に対処していく。また、「国連持続可能な開発のための海洋科学の10年」（2021～2030）の宣言を踏まえ、当該10年の実行計画策定及びその実施に積極的に関与し、SDGsの達成に向けて我が国として貢献する。

我が国は、これら「海における法の支配」及び「科学的知見に基づく政策の実施」といった原則を、自国のみならず、国際社会全体の普遍的な基準として浸透させるべく活動し、これらの取組を通じて我が国の国益の実現を図る。

本PTにおいては、海洋基本法と基本計画が示す、「国際連携と国際協力を通じた国益の実現」という基本的な視座に基づき、次の3つの視点から検討を行うこととした。

まず1点目は、「基本計画における施策の評価」という視点である。

基本計画では、国際連携及び国際協力（以下「国際協力等」という。）に係る施策について、第2部「8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進」において、(1) 海洋の秩序形成・発展、(2) 海洋に関する国際的連携及び(3) 海洋に関する国際協力と項目立てをし、集約的に記載している。しかしそれにとどまらず、国際協力等に係る施策については、海洋の利用（事項）ごとに記載している部分もある。たとえば、同部「7. 北極政策の推進」において、国際協力は我が国の政策推進の中核を成すものの一つと位置付けられていることに顕著なように、国際協力等は、海洋政策の様々な分野に通底するとともに、諸分野の施策の推進上、重要な要素であるという特徴を有している。基本計画にもこのように示されている国際協力等に関する施策の特徴にも留意しつつ、それらを評価するという視点から検討を行う。

2点目は、「現在の情勢変化への対応」という視点である。基本計画策定から3年が経ち、策定当時の情勢認識とは異なる事象も発生している。近年、我が国管轄海域及び我が国の重要なシーレーンにおいて、海洋の安全保障に係る様々な問題が生起している。さらに、現下の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大はその最たる例である。我が国は、感染者を乗せた船舶が我が国の港に入港し停泊するという特有の経験をした。

2020年(令和2年)5月20日第49回総合海洋政策本部参与会議(以下「参与会議」という。)により新型コロナウイルス感染症が海洋政策に与える影響等に関する検討を行う委員会(以下「小委員会」という。)が設置された。小委員会では、論点の抽出と整理が行われ、国際協力等のあり方に関する論点も含まれている。

3点目は「基本計画の改定を見据えた準備」という視点である。

これは、上記のこれまでの施策の評価及び新たな情勢変化への対応についての検討を実施することを通じて、我が国として、国際協力等を推進するための施策が再定義されるとともに、それらの優先度が浮き彫りになると期待される。次期(第4期)海洋基本計画の策定に係る参与会議での議論に向けて、重要な発信となる。

これら3つの視点は、時間軸で言い換えるならば、基本計画に基づいて現在までに実施した施策の評価という「現在までの視点」、現在の情勢変化や目前の課題を見据える「現在の視点」、そして、それらを踏まえたこれからの施策という「未来への視点」とも言えよう。これらの視点に立って、海洋政策における国際協力等の推進について検討することをこのPTの目的と整理し、その上で、国際協力等が、多様な海洋の利用に係る施策に通底する性質であることに注目して、横断的に、以下の三つを検討課題として設定することとした。

第一に、「海洋状況の認識」における国際協力等である。具体的には、海洋状況把握(MDA: Maritime Domain Awareness)をめぐる国際協力等を取り上げる。

第二に、「海洋秩序の形成」における国際協力等である。具体的には、2020年(令和2年)に我が国でも感染が確認された新型コロナウイルス感染症への対応として、感染者を乗せた船舶の寄港という我が国の特有な経験に基づく、既存の海洋秩序の評価とありうる新秩序の提案である。

第三に、「海洋秩序の維持」における国際協力等である。具体的には、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP: Free and Open Indo-Pacific)」実現の要である東南アジア諸国への支援である。

## 2. 主な検討テーマ — 検討課題設定の考え方

### (1) 第一の検討課題「海洋状況の認識」に即したテーマ

MDAをめぐる国際協力等を取り上げた。基本計画では、MDAについて、総合的な海洋の安全保障の観点から、海洋の安全保障の強化に貢献する基層の二つのカテゴリー(海洋の安全保障の強化の基盤となる施策、海洋の安全保障の補強となる施策)のうち、海洋の安全保障の強化の基盤となる施策として位置づけ、「MDAの前提となる海洋に関連する多様な情報を適時適切に収集・集約することは、海洋の安全保障の面での脅威の早期察知につながるものであり、この重要性に鑑み、本計画において重点的に取り組んでいく」としている。冒頭「1. 本PTの目的・趣旨」において、

海洋基本法が「海洋に関する国際的協調」を希求し、「国際連携の確保」及び「国際協力の推進」を規定することの趣旨として確認した、「様々な脅威が容易に国境を越える現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自国の平和と安全を守り、繁栄を達成することはできない。それゆえに、我が国の国益を守り、かつ、実現するためには、諸国と緊密に連携し、協力していくことは、不可欠である」ことを想起すると、MDAについても、もはや一国のみでは、十分な情報収集、把握等が困難であり、それゆえに、この分野での国際協力等の進捗如何は、我が国の国益にも直結するものである。

また、北極を検討対象にしたことについて、基本計画と同日に総合海洋政策本部決定した「我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた今後の取組方針」においては、北極海をMDAの対象として認識し、「北極海は、将来的に我が国の新たなシーレーンとして活用の可能性も考えられ、定期的に情報収集する必要がある。」としている。くわえて、2015年（平成27年）10月には、北極について、同本部は、基本方針となる「我が国の北極政策」を決定し、国際協力について、研究開発、持続的な利用と並ぶ我が国の取組の3本の柱として位置付けている（基本計画でも、このことについて記載がある）。これらを勘案すれば、北極については、本テーマ下での検討対象として、十分にその重要性が認められるものである。

## （2）第二の検討課題「海洋秩序の形成」に即したテーマ

2020年（令和2年）に我が国でも感染が確認された新型コロナウイルス感染症への対応として、感染者を乗せた船舶の寄港という特有の経験をした日本として海洋秩序形成に果たすべき役割を取り上げた。くわえて、海洋秩序形成のための国際的機会（国際連合、国際海事機関（IMO）等国際機関等）の一層の活用もこのテーマでの検討に含めた。

2020年（令和2年）を振り返ると新型コロナウイルス感染症は、新たな「脅威」として現代国際社会にその爪痕を残した。本報告書執筆時点でまだ闘いは続いているが、同年、感染爆発がクルーズ船内でも発生したことから、新型コロナウイルス感染症対策は海洋政策上の重要な課題でもあることが明らかになった。とくに、我が国については、まさに感染者を乗せた船舶の寄港という希有の経験を得ることとなり、これを通じて、関連する国際及び国内ルールの欠如を実際に痛感する事案となった。こうした観点から、我が国は特別な経験を有する国として、国際ルールの形成の主導を含め国際貢献を行う可能性は大きい。基本計画との関係でも、国際協力等の一環として、「国際連携・国際協力は、平和で安定した国際社会の確立を基盤とした我が国国益の実現のために行われるべきものである。したがって、国際協調主義を掲げる我が国は、海洋分野においても、国際ルール形成を主導していかなければならない」としており、まさにここにいう国際ルールの形成を主導していくことは、基本計画の実施に該当する。

また、次期（第4期）海洋基本計画との関係では、新型コロナウイルス感染症対策のための国際ルール形成は、新たな「脅威」としての感染症と海洋政策との関係を捉えるための重要な視点を与えうる。

### (3) 第三の検討課題「海洋秩序の維持」に即したテーマ

FOIP 実現の要である東南アジア諸国への支援を取り上げた。くわえて、二国間及び多国間の枠組を通じた国際協力等の現状と課題についてもこのテーマでの検討に含めた。

基本計画では、「我が国は、海洋の安全保障について、我が国の平和と安全を自らの力のみならず国際社会との協力により守り、繁栄と経済的存立の基盤となる海洋権益を長期的かつ安定的に確保するとともに、我が国及び国際の平和と安定に資する海洋秩序を形成し、我が国にとって有利な国際戦略環境を創出するべく、必要な施策を進めてき」ているとするが、それに該当する第一の政策が、FOIP にかかる外交政策である。また同計画は、「海洋分野には、長年にわたって多くの国が議論と実践を積み重ねてきた、国連海洋法条約を中心とした国際ルールが存在する。我が国は、これらのルールを尊重し、そこに規定された海洋における権利を享受するとともに、『法の支配』に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化するための連携や協力をシーレーン沿岸国を始め各国とともに進め、また、このような秩序が国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であるとの国際的な認識を形成・定着させていくために主導的な役割を果たしていく」と述べているが、FOIP の推進はまさにこの役割の実践である。自由で開かれた海洋秩序が国際社会全体の平和と繁栄を促し、同時に、我が国の国益に直結するものとして、FOIP を「シーレーン沿岸国を始め各国とともに」推進していく必要がある。

FOIP は極めて総合的かつ包括的なものであり、多岐にわたる政策分野の事項をとりまとめ、全体として、「自由で開かれたインド太平洋」を推進するという考え方になっている。すなわち FOIP の関連する政策分野は、海洋政策だけにとどまるものではない。しかし、一方で FOIP は「総合的な海洋の安全保障」との間に相当に一致する内容を持つ。よって、「総合的な海洋の安全保障」を支柱とする基本計画の実施は、FOIP という日本の外交政策の実施でもある。

本 PT の成果としては、可能な限り具体的な施策を提言していくことを主眼としており、以下「4. 提言」においてもそのような観点から具体的な施策を挙げている。それは、我が国の国益を見据え、総合的な海洋の安全保障の考え方のもとに、海洋政策全体の視座に基づいている。

## 3. 検討結果の概要

設定された三つの検討課題について、各会合にて検討、議論を行った。その結果は概要以下のとおり総括される。

### (1) 「海洋状況の認識」における国際協力等の検討

- MDA の国際協力等の目指す国益について、我が国に対するリスク及び脅威を早期に把握して対処するという目的を一層念頭に置くこと。また、国際協力等を推進する上では、各国の MDA が目的とする国益も認識する必要があること。協力の対象となる国、機関が有する情報、求める情報、情報収集能力やその成長具合等に応じた協力の方策を検討する必要があること。
- 対象とする情報について、リアルタイム性を始めとして、情報の内容や質を見極めた協力の制度構築であること。とくに、情報の内容や質、秘匿区分は国によって異なることを認識するこ

と。そのためにも、各国のMDAが対象とする情報を調査し、我が国との比較を行うこと。

- 対象とする地理的範囲について、情報収集手段としては、既に実証実験も行われている無操縦者航空機の活用も一層検討を進める価値が認められること（人材育成も考える必要があること）。MDAの国際協力を進める上では、日本の関心海域、重要海域で活動する各国のMDAと我が国のMDAのインターオペラビリティ（相互運用性）の確保及び促進を図ること。とくに、北極問題について、海洋政策上の重要性を認識し、同分野への我が国の主体的な参画を行っていくこと。
- 国際協力等のためのしくみについて、我が国の重要海域で、我が国がリーダーシップをとれるしくみを作ること。その際に米中を含む各国のMDA能力に留意すること。また、国や地域のMDA機関との連携を進めるための窓口やツール（MDAのプラットフォーム）を整備すること。人材育成、機器の国産化、船舶の国際通信システムの構築状況についても、我が国が主導できる余地はないかとの視点に留意すること。制度構築に当たっては、情報共有とオペレーションのリンクを確保すること。
- MDAに関するルールの変化に留意し、それを国際協力等の取組に反映すること。

## （2）「海洋秩序の形成」における国際協力等の検討

- ルールについて、国際的側面からは、感染症ウィルスの感染者を乗せた船舶の「漂流」回避に対応する国際秩序、クルーズ船の乗客の人数制限の規則化についても重要な論点と認識される必要があること。それに関連し、既存の旗国主義の再検討や、寄港国及び沿岸国の権利・義務の再検討の必要があること。日本の国内的側面として、パンデミック（世界的な感染拡大）発生時の入港許可の判断の規則化、港湾施設や、同施設に係留しない（錨泊する）場合等も含めた船舶からの生活排水の排出の規制（パンデミック発生時の対応を見据えた規制）を再検討する必要があること。これらについては、PTにて検討、議論を実施した段階では、外務省において2020年（令和2年）度補正予算による委託業務「観光旅客船内における感染症の拡大の予防及び感染症が拡大した際の国際的な対応の在り方に関する調査・研究業務」が実施されており、同案件の成果を確実にフォローすること（外務省ホームページに公表された同委託業務の報告書「感染症に強い国際観光旅客船による安全なクルーズに向けて：レジリエントで信頼性のある船舶および港湾づくりのための国際的な課題（日本語版）」に示された「調査結果と提言」の骨子は以下「※」のとおり）。稀有のダイヤモンド・プリンセス号事案の経験から我が国の国益を反映することを最重要と捉えること。また、必要に応じて、2020年（令和2年）5月に参与会議の下で実施された「小委員会」でまとめられた論点（クルーズ船の建造基準等も含まれている）も、場合によっては、時系列別、事項別に整理し直す等の工夫を凝らして活用されるべきであること。
- ルールメイキングについて、上記調査・研究を通じて、具体的に関係諸国の対応について把握した上で、その成果を新しい海洋秩序として可能な限り具体的な形で発信する場として、IMO、国際会議を含めて効果的に使うべきであること。その関連では、国際合意形成のための議論の場を我が国が提供することも視野に入れ、同時に人材育成の機会にもすること。海洋に関する

重要な国際ルールが議論される IMO のみならず、国際水路機関（IHO）における電子海図の基準形成における我が国の主導（リーダーシップ）も考えられること。くわえて、ルールメイキングを主導するに際して、我が国の海事産業の利益、及び技術の強みを反映すること。同産業を含め、多岐にわたる秩序構築において、複数の利益調整の困難さがあることを認識（国、個人を含む）すること。

- 新型コロナウイルス感染症の対応に関する参与会議の関与の在り方について、上述の「小委員会」の検討結果を関係省庁に共有することを始め、関係省庁による調査・検討を踏まえつつ、参与会議として同感染症対策を今後も継続審議する必要があること。

※「感染症に強い国際観光旅客船による安全なクルーズに向けて：レジリエントで信頼性のある船舶および港湾づくりのための国際的な課題（日本語版）」（一般社団法人 The International Academic Forum 2021年（令和3年）3月29日）報告書－「調査結果と提言」の骨子

有識者会議、海外有識者との意見交換及び国際会議では、感染症に強い安全な国際クルーズの実効性を担保する上で主要な役割を果たす旗国・運航会社・寄港国を念頭に、とりわけ、1）（すでに漁業資源保全や海洋環境保護等で寄港国の管轄権が旗国のそれに優位する顕著な傾向が見られることから、）感染症拡大防止という国際の共通利益のためにも寄港国の管轄権（入港・接岸の可否判断、指揮命令権限、責任範囲・費用分担の明確化を含む）が発揮されて然るべきであり、日本には寄港国としてより効果的に寄港国措置がとれる法的整備が望まれること、2）旗国は、便宜置籍国も含め、より信頼度の高い旗国（**flag state of confidence**）としての役割が期待されること、3）パンデミック対策を踏まえた IHR を策定したり、「あるべきパンデミック国際法」のなかに寄港国管轄権や国際協力を位置付けるべきこと、4）アジア域内の寄港国間で拠点港を指定する等して「信頼できる港湾」のネットワークや協力関係が必要なこと、5）船体構造に係る情報や乗員の訓練、乗客の心構え等も船内及び寄港先での現場対応に重要であること、6）WHO、IMO、ILO 等の関係国際機関における情報共有、議論や相互連携を促すこと、などが提言された。

【IHR：国際保健規則、WHO：世界保健機関、ILO：国際労働機関】

### （3）「海洋秩序の維持」における国際協力等の検討

- 法秩序の維持を検討課題と捉える。広く関係諸国の「価値観」の相互理解を図る。それを法秩序の維持及び能力構築支援等に生かすこと。つまりは、価値観を共有していないと、十分にきめ細やかな能力構築支援はできない点に留意する必要があるということ。
- FOIP の枠組みの下での具体的な措置について、能力構築、人材育成、装備支援等において、秩序維持に適合したレベルアップ及びレベル維持が重要であること。そのためには、あらゆる手段を検討する必要があること。重要寄港地への支援が海洋秩序の維持に果たす役割も排除しないこと。その際には、基本計画の「総合的な海洋の安全保障」の考え方に留意すること。
- 「国際」の意味と我が国の立ち位置について、我が国のシーレーン、エネルギー安全保障等の

観点も加味し、我が国にとっての重要海域として南シナ海をみた場合の、我が国にとっての同海域の意義を一層明確化すること。同海域を囲んでいる地域としてのASEAN、そして、国際的な側面における我が国の役割を確立すること（我が国にとっても重要なシーレーンに位置し、各国にとっての重要な港湾整備を支援するという役割も含む）。南シナ海の情勢を踏まえて、我が国周辺の海域、特に東シナ海を巡る状況について再認識するとともに、その他の我が国にとって戦略的に重要な地域にも関心を払うこと。米中という覇権を争う大国の特殊な関係を世界秩序の構築という観点から、その動静、特に喫緊の変化としては米国バイデン新政権の海洋政策を注視すべきこと。

- 国際協力のための関係主体の連携について、我が国政府としての FOIP の司令塔の明確化により効果的な FOIP を実現すること。海域「閉鎖」という最悪のシナリオへの対処を含めた対中国の視点。FOIP 推進上の関係者の一層の連携が必要であること。
- FOIP が決してコアな意味での我が国の安全保障、防衛だけを扱っているものではなく、能力構築、人材育成、法執行、さらには産業界によるシーレーンの重要性の確保、維持、実現を含んでいること。この点で、FOIP は基本計画が海洋の安全保障を支柱として多様な内容の施策を規定しているので、FOIP との間に相当の同一性があること。基本計画の実施は、我が国の外交政策である FOIP の実施にもなること。

## 4. 提言

各検討課題についての検討、議論を踏まえ、以下のとおり施策の実施を提言する。

以下に掲げる各施策の抽出に当たっては、可能な限り具体的な施策に結びつけるよう配慮した。換言すれば、「5W1H」、特に Who、When、How に留意し、各施策について、これらが明確になるような記載とした。すなわち、それぞれの施策について、①具体的な施策内容、②施策の主な実施主体、③期限、④予算措置を掲載項目として設定した。各掲載項目については、関係府省庁からも助言を得て、可能な限り網羅的な記載に努めたものの、特に③及び④については、施策の性質上等の理由から、記載がないものも存在する。しかしながら、これらについても、施策の具体的実施に向けて検討が継続されるべきである。

また、各施策について、関係府省庁が連携して実施していくべきことをとくに明示するという認識に基づいて、基本計画（第2部）の記載に倣い、関係府省庁を列挙した。さらに、既に基本計画に何らかの関連する施策があるものについては、基本計画中の既存の施策との関係が明確になるよう参考として枠を付して記載した。

実施期限については、それぞれの理由で、特定しない事項がある。施策の進み具合に応じて、適当なタイミングで実施期限を設定するという趣旨である。

### （1）「海洋状況の認識」に関する施策の提言

#### （1-ア.）MDA についての国際協力等の強化の推進。そのための各国 MDA 能力等の調査・研究

MDA について、我が国の必要とする情報は何か、我が国にとって国際協力等のメリット、すな

わち、国益を認識し、我が国がリーダーシップをとって国際協力等を強化していくことが必要。その際には、我が国の関心海域、重要海域で活動する各国の MDA 関連機関と我が国の MDA 関係府省庁のインターオペラビリティ（相互運用性）の確保及び向上も視野に入れるべき。また、直ちに、情報共有だけにとどまらず、海上法執行、海洋安全等のオペレーションとのより一層緊密なリンクを確保することを念頭に置くべき。（内閣府、外務省、国土交通省、防衛省）

（調査・研究）

①具体的な施策内容：各国の MDA 能力（実施体制、目的、推進計画等）についての調査・研究。

②施策の主な実施主体：内閣府

③期限：2021 年度（令和 3 年度）中に着手

④予算措置：各国の MDA 能力についての調査・研究費  
（能力構築支援）

①具体的な施策内容：メコン諸国（タイ、ベトナム等）に対する情報集約ウェブポータル及び関係職員に対する訓練を提供（シーレーン沿岸国と連携・協力して MDA 能力を強化することで、当該国の海洋権益保全や違法漁業の取締りに加え、我が国のシーレーンの安全にも資する。）

②施策の主な実施主体：外務省

③期限：2021 年度（令和 3 年度）中の実施

④予算措置：要すれば関連予算の拡充

＜参考＞第 3 期海洋基本計画における関連施策

○二国間及び多国間での取組を効果的に組み合わせ、MDA に関する国際連携・国際協力を強化（中略）する。（内閣府、外務省、国土交通省）

○（前略）MDA に関する同盟国、友好国等との協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋状況把握に係る能力向上に資する協力の推進を通じ、MDA 体制を強化していく。（内閣府、外務省、国土交通省、防衛省）

#### （1-1.）「海しる」の一層の機能強化

公開情報（第 1 層）の一層の充実や、リアルタイム性を始めとして、情報の内容や質を見極めた MDA の制度の構築とその拡充を図るべき。（内閣府、国土交通省）

①具体的な施策内容：「海洋状況表示システム（海しる）」の機能の一層の強化。とくに外国とのリアルタイム性を伴う情報共有機能の実装。

②施策の主な実施主体：内閣府、国土交通省（海上保安庁）

③期限：2021 年度（令和 3 年度）中に着手

④予算措置：「海しる」関連予算の拡充

＜参考＞第 3 期海洋基本計画における関連施策

○（前略）公表されている情報や学術情報を含めた各種ソースからの海洋関連情報を集約可能な「海洋状況表示システム」の構築に努める。「海洋状況表示システム」の整備・運用に当たっては、関係機関等が運用する各種海洋情報サービスとの連携を強化する。（内閣府、国土交通省、防衛省）

### (1-ウ.) 北極問題への主体的参画

北極の秩序構築を始めとする種々の課題に我が国が主体的に参画すべき。まずはグローバルな政策判断・課題解決に資する北極域<sup>1</sup>研究の強化が重要であり、そのプラットフォームとして北極域研究船の建造に着手すべき。北極評議会（AC）等の場を活用し、「法の支配」に基づく国際ルール形成へ積極的に参画すべき。また、MDA を見据えた宇宙政策との連携、北欧を始めとする関係諸国との対話の強化、先住民との関係強化といった我が国独自のアプローチも検討すべき。（内閣府、外務省、文部科学省、国土交通省）

①具体的な施策内容：北極域研究船の建造・保有を通じて、同船を使った研究プロジェクトを将来的に主導する。とくに短期的には、同船の建造に着手したうえで、建造を確実に実現（建造期間は5年程度）するとともに、北極科学大臣会合（ASM3）の機会を通じて戦略的な発信に努め、プレゼンスを向上させる。

②施策の主な実施主体：文部科学省

③期限：2021年度（令和3年度）中に着手

④予算措置：北極域研究船の建造費、北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）予算

#### <参考>第3期海洋基本計画における関連施策

○AUV 等を用いた国際的な北極域観測計画への参画を可能とする機能や性能を有する、新たな北極域国際研究プラットフォームとしての砕氷機能を有する北極域研究船の建造等に向けた検討を進める。（文部科学省）

○北極をめぐる経済環境、安全保障環境を念頭に、北極海において、国連海洋法条約に基づき、「航行の自由」を含む国際法上の原則が尊重されるよう、北極評議会（AC）を含む多国間フォーラムや北極圏諸国との二国間の対話を活用し、我が国から積極的に働きかける。（外務省）

○二国間と多国間の最適な組み合わせを常に念頭に置き、北極圏国を始め北極に携わる諸国との意見交換を更に促進するとともに、北極科学大臣会合（中略）等の北極に関する国際的枠組を最大限活用し、我が国の考え方や観測・研究実績の発信を更に強化し、プレゼンスの向上を図る。そのために、これらの会合へのハイレベル参加や、その主催について検討する等の取組を進める。（外務省、文部科学省）

○（前略）JAXA のALOS-3、ALOS-4、SLATS 等の各種衛星及び民間等の小型衛星（光学衛星・SAR衛星）等の活用も視野に入れ、また、同盟国、友好国等と連携し、情報収集体制強化を通じて、MDA 能力を強化する。（内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、防衛省）」

○準天頂衛星の機数増等の取組、ALOS-3・4 等のセンサーに関する技術開発及び SLATS の実証実験等の進展（中略）等を踏まえ、（中略）MDA における衛星情報の更なる利活用について研究や検討を行う。（内閣府、文部科学省）

### (1-エ.) MDA の観点からの無操縦者航空機の活用方策の検討

無操縦者航空機の有用性を認識し、引き続き、その活用方策を積極的に検討するとともに、MDA

<sup>1</sup>「北極域」は、北極圏とその周辺域を表すことが多く、「北極域研究」、「北極域研究船」、「ArCS II（北極域研究加速プロジェクト）」等と使用されている。

の観点から、収集した情報の集約・共有のあり方等についても検討すべき。(内閣府、国土交通省)

①具体的な施策内容：無操縦者航空機の利用について、検討に必要な作業を継続し、活用方策の検討を進める。

②施策の主な実施主体：内閣府、国土交通省（海上保安庁）

③期限：－

④予算措置：要すれば追加の調査、検討のための予算

#### (1-オ.) MDA プラットフォームの検討の加速 (MDA に関する PT 報告書等のフォローアップ)

MDA の「情報共有のプラットフォーム」の検討は、2019 年度（令和元年度）に実施した MDA に関する PT で議論され、その報告書、及び 2020 年（令和 2 年）6 月に総理大臣（総合海洋政策本部長）に提出された参与会議意見書に含まれているところであり、プラットフォームを構築するため、継続的なフォローアップが必要。その上で、「データ共有のプラットフォーム」・「調整のプラットフォーム」を問わず、実現可能性が高まった取組については、その実現に向けた検討を加速させていくべき。(内閣官房、内閣府、文部科学省、国土交通省、防衛省)

①具体的な施策内容：「データ共有のプラットフォーム」としての「海しる」について、国際協力等のツールとしても活用できるよう一層機能強化を図るとともに、「調整のプラットフォーム」における関係省庁間の調整メカニズムの整備を促進する。将来的には、このプラットフォームが国際協力の要となる情報統括組織の設立につながるよう検討を進める。

②施策の主な実施主体：内閣府、国土交通省（海上保安庁）

③期限：2022 年度（令和 4 年度）中

④予算措置：－（「海しる」の機能強化については、同関連予算の拡充(国土交通省(海上保安庁))

#### (1-カ.) 戦略的な人材育成

北極域研究船の運航による観測研究を含め、北極域研究を担う若手研究者の人材育成を同時に進めることが不可欠。上記（1-ウ.）の北極問題への主体的参画の検討ではこの観点も含めて対応すべき。(個別施策として、文部科学省)

より大きな視点からは、海洋立国を支える多様な人材（含む船員）の育成及び確保に取り組む必要があり、そのための省庁横断的な取組を推進すべき。(内閣府)

①具体的な施策内容：北極域研究船の建造・保有を通じて、同船を使った研究プロジェクトを将来的に主導する。そのため、北極域研究船の運航による観測研究を含め、北極域研究を担う若手研究者の人材育成に重点的に進める。

②施策の主な実施主体：文部科学省

③期限：2021 年度（令和 3 年度）中に着手

④予算措置：北極域研究船の建造費、北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）予算

<参考>第3期海洋基本計画における関連施策

○我が国の北極研究が継続的に発展するために、若手研究者の教育に取り組むとともに、ArCS の取組等を通じて国外の大学や研究機関へ若手人材を派遣し、北極域の諸課題解決に向けた国

際的な議論を牽引できる人材の育成に取り組む。(文部科学省)

○北極域の諸問題解決に貢献するため、ArCS の取組等を通じて自然科学、人文・社会科学を問わず専門的人材を育成・確保する教育・研究支援策を推進する。(文部科学省)

## (2) 「海洋秩序の形成」に関する施策の提言

### (2-ア.) クルーズ船における感染症への国際的な対応に関する調査・研究の成果の効果的活用、我が国による国際的な場でのリーダーシップの発揮・発信

稀有のダイヤモンド・プリンセス号事案の経験からクルーズ船における感染症対策における国際協力を推進する際に、我が国の国益を反映するような国際秩序の形成にリーダーシップを発揮し、国際的にも発信すべき。

その上では、国際ルールとしては、漂流回避に対応する国際秩序、旗国主義の再検討、及び寄港国や沿岸国の権利義務の再検討が、国内的側面としては、パンデミック発生時の入港許可の判断の規則化、生活排水の排出の規制等が重要な論点であり、「感染症に強い国際観光旅客船による安全なクルーズに向けて：レジリエントで信頼性のある船舶および港湾づくりのための国際的な課題」報告書の「調査結果と提言」(とくに、寄港国の管轄権の発揮、より信頼度の高い旗国としての役割、「あるべきパンデミック国際法」における寄港国管轄権や国際協力の位置づけ、WHO・IMO 等の関係国際機関における情報共有・議論・国際連携の促進)も踏まえ、必要に応じ保健分野に関する事項への厚生労働省の知見、助言も得つつ、これらが、国際的な場でも検討対象として認識されるよう適時適切に発信すべき。(外務省、国土交通省)

- ①具体的な施策内容：ダイヤモンド・プリンセス号事案への我が国の対応についての検証を確実に実施し、国際社会での関連する議論において、我が国の提案を提示できる成果のとりまとめを行う。その上で、どのように外交的にその実現を図るのか、戦略的な検討を進め、我が国のリーダーシップを発揮・発信。
- ②施策の主な実施主体：外務省
- ③期限：2020 年度(令和 2 年度)補正案件の成果については、2021 年度(令和 3 年度)中の活用を目指す
- ④予算措置：要すれば調査・検討のための予算

### (2-イ.) 海洋に関する国際秩序形成についての我が国のリーダーシップの発揮

新たな国際ルールが協議、検討されていく国際機関である IMO や IHO の場において、そこでのルールメイキングを積極的にリードすべき。また、国際ルールに関係する、多様なステークホルダーの関与に留意すべき。(外務省、国土交通省)

- ①具体的な施策内容：IMO や IHO での関連する議論に、引き続き積極的に関与する。
- ②施策の主な実施主体：外務省、国土交通省(海事局、海上保安庁)
- ③期限：引き続き継続的に取り組む
- ④予算措置：IMO 分担金、関連予算から手当

<参考>第 3 期海洋基本計画における関連施策

○国連海洋法条約を中心とした国際ルールを適切に実施するため、国際連合等における海洋に関する議論に積極的に対応するとともに、IMO 等における海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力に主体的に参画する。(外務省、国土交通省)

○海上における安全の確保のため、IMO における「海上人命安全条約 (SOLAS)」及び関連方針等の国際ルールの見直しに積極的に参画する。(国土交通省)

○電子海図・航海用刊行物を活用した船舶交通の安全性を向上するため、国際水路機関 (IHO) における国際ルールの策定に積極的に参画し、利便性の高い航海安全情報の提供方法を検討するとともに、電子海図等の情報充実と高機能化に取り組む。(国土交通省)

#### (2-ウ.) 海洋に関する国際機関 (IMO、IHO 等) における我が国の人的プレゼンス強化

海洋に関する国際機関でのリーダーシップを効果的に発揮していく上では、主要幹部ポストや議長職を始めとする多様なレベルのポストへ日本人を派遣していくこと、また、それを継続的に実現していくことが重要。人的プレゼンスの現状をしっかりと分析することが不可欠であり、その分析には内閣府総合海洋政策推進事務局がイニシアティブをとるのが望ましい。その分析を基に、組織に根を張るような日本人のプレゼンスの一層の強化、そのための具体的な方策を検討すべき。そのためには、その人材育成、教育についても長期的、戦略的に取り組むべき。(内閣府、外務省、国土交通省)

- ①施策内容：海洋関連の国際機関におけるトップを含む幹部ポストや議長ポストのみならず多様なレベルのポストの確保及び日本人職員増加のための具体戦略の策定を検討する。
- ②実施主体：外務省、国土交通省 (海事局、海上保安庁)
- ③期限：引き続き継続的に取り組む
- ④予算措置：IMO 分担金、関連予算から手当

#### <参考> 第3期海洋基本計画における関連施策

○国際的な海洋秩序の形成に初期段階から積極的に関与するとの観点から、海洋関連の国際機関におけるトップを含む幹部ポストの確保及び我が国人職員増加のための取組を引き続き行っていく。(外務省、国土交通省)

#### (2-エ.) 海洋に関する多国間の国際会合での我が国のリーダーシップの発揮

海洋に関する国際会議の開催が、2021年(令和3年)以降も予定されている(アワオーシャン会合(2021年(令和3年)以降にパラオで開催予定)、国連海洋会議(2022年(令和4年)、ポルトガルで開催予定)と、かかる会合において海洋国家としての効果的なメッセージを発信し続けるとともに、将来的には、かかる会合をホストすることも視野に入れ、我が国のリーダーシップを発揮するためのさらに戦略的な活用を検討すべき。(内閣府、外務省)

- ①具体的な施策内容：海洋国家としての我が国の官民の取組について、より効果的な発信を図る。よりハイレベルからの発信が確保されるよう取り組む。
- ②施策の主な実施主体：内閣府、外務省
- ③期限：2021年度(令和3年度)中にも一層の積極的対応を追求
- ④予算措置：関連予算から手当

<参考>第3期海洋基本計画における関連施策

○政府のみならず NGO や企業等民間団体を含む幅広い主体が出席するアワオーシャン会合等の場を積極的に活用し、海洋国家としての我が国官民の取組を幅広く発信することで、「海における法の支配」及び「科学的知見に基づく政策の実施」という二つの原則を国際社会全体に浸透させるとともに、国際社会におけるプレゼンスを強化する。(内閣府、外務省)

### (3) 「海洋秩序の維持」に関する施策の提言

#### (3-7.) 能力構築支援、港湾等インフラ開発支援等の戦略的拡充

同志国・友好国と「価値観」を共有することが重要。能力構築、人材育成、施設・装備支援等において、インド太平洋地域諸国が秩序を適切に維持できるよう、関係省庁と実施機関とが緊密に連携しつつ、レベルアップ及びレベルの維持を図るべき。また、支援のためには同志国・友好国と情報共有を図りながら、効果的な支援を実施すべき。(外務省、国土交通省、防衛省)

①具体的な施策内容：FOIP 実現の要である東南アジア諸国を始めとするインド太平洋諸国に対する能力構築支援、インフラ開発支援の重要性を認識し、かかる認識に基づき同海域の秩序維持に必要とされている支援を精査し、ニーズにキメ細やかに対応するより効果的な支援を、必要に応じて実施機関の知見も得つつ、検討していく。その上では、一層の「価値観の共有」を図り、ハードの支援及びソフトの支援の拡充に配慮していく。

②施策の主な実施主体：外務省、国土交通省（港湾局、海上保安庁）、防衛省

※※本 PT の第3回会合では、JICA（国際協力機構）から、FOIP を支える我が国の具体的支援について説明を聴取した。かかる説明を踏まえ、効果的、効率的な支援の実施に当たっては、実施主体（支援内容により異なるが、JICA を始め、例えば JOIN（海外交通・都市開発事業支援機構）等がある）と関係省庁が緊密な連携・協力を行うことが重要である。

③期限：－

④予算措置：関連予算から手当

<参考>第3期海洋基本計画における関連施策

○同盟国・友好国・国際機関とも連携して、シーレーン沿岸国に対する能力構築支援等、装備・技術協力を含め、海洋における規律強化の取組を推進していく。(外務省、国土交通省、防衛省)

○同盟国・友好国と連携しつつ、能力構築支援、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力を始めとしたビエンチャン・ビジョン（日 ASEAN 防衛協力の指針）に沿った ASEAN 全体の能力向上に資する協力を推進していく。(防衛省)

○シーレーン沿岸国の海上法執行能力の向上を図るため、海上保安庁は、アジア地域における対話と連携の場として「アジア海上保安機関長官級会合」を主導するとともに、海上保安庁モバイルコーポレーションチーム を活用し、同盟国・友好国等と連携した能力向上支援等を推進していく。(国土交通省)

○シーレーン沿岸国の能力向上のための支援を行うに当たっては、その具体化に向けて、対象となる沿岸国の能力及び当該国のニーズを適切に調査・評価し、関係国・機関が強化すべき能力分野を明らかにした上で支援を行う等、政府全体として、より戦略的・効率的な支援を追求

していく。そのため、関係省庁が行っている支援の現状を適切に共有できる体制を構築する。  
(外務省、国土交通省、防衛省)

○上記関連支援の具体的な実施に際しては、同盟国である米国や、友好国、関係諸国との実務レベルでの連携強化の上、支援の調整を行い、不必要な重複を避け、効果的かつ効率的な支援を継続的に追求する。(外務省、国土交通省、防衛省)

### (3-1.) FOIP の総合的かつ効果的な推進

米国における新政権の成立や中国の動向等を踏まえて、ASEAN、域外関係国との国際的側面における我が国の役割を確立することが重要（とくに、今後の米新政権とのインド太平洋地域における共通認識の調整状況を踏まえる）であり、南シナ海のシーレーンの意義の一層の周知と明確化を図り、我が国における FOIP の総合的かつ効果的な推進を図るべき。「総合的な海洋の安全保障」と相当の同一性があるという視点から FOIP を捉えることを重視すべき。(内閣官房、内閣府、外務省、国土交通省、防衛省)

①具体的な施策内容：米新政権の海洋政策、中国の海洋政策、ミャンマーの政変等を始めとして、海洋秩序の変化の的確な把握に努め、次期（第4期）海洋基本計画の策定を見据えた、我が国海洋政策への影響を精査していく。具体的には、たとえば、次期海洋基本計画における FOIP の位置づけの明確化等を含めて、記載の在り方を具体的に検討していく。

②施策の主な実施主体：内閣府

③期限：2023年（令和5年）まで

④予算措置：－

### (3-ウ.) 我が国の海上保安体制の一層の強化

南シナ海情勢を踏まえて、東シナ海において法秩序と法執行の実効的な実現を確保することを重視すべき。(国土交通省)

①具体的な施策内容：「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海上法執行能力の強化を引き続き図っていく。その上では、東シナ海情勢への影響を十二分に意識して、南シナ海情勢を注視するという姿勢が強く求められる。

②施策の主な実施主体：国土交通省（海上保安庁）

③期限：－

④予算措置：海上保安体制の一層の強化のための予算措置を拡充

#### <参考>第3期海洋基本計画における関連施策

○海上保安庁については、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、着実に海上法執行能力の強化を図っていく。特に、尖閣領海警備体制の強化等については、緊急的に整備を進める。  
(国土交通省)

○平素における脅威・リスクの増大傾向に対応する観点から、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海上保安庁の海洋監視体制を重点的に強化していく。(国土交通省)

### (3-エ.) 二国間、多国間での海洋協議、海洋対話の強化

我が国の価値観をより効果的に伝達し、共通理解の地域的拡大を図る具体的方策として、二国間、地域及び多国間での海洋協議の対象を広げていくべき。具体的には、日ベトナム間の大規模レベルの海洋対話の強化、日インド間の海洋分野の関係強化、日・ASEAN を含む多国間での海洋に関する協議の取組をより一層深化すべき。(内閣府、外務省)

- ①具体的な施策内容：日ベトナム間の大規模レベルの海洋対話の強化、日インド間の海洋分野の関係強化、ARF (ASEAN 地域フォーラム) や EAMF (ASEAN 海洋フォーラム拡大会合) 等の既存の枠組を活用しつつ、日・ASEAN 間での海洋に関する協議をより一層深化していく。
- ②施策の主な実施主体：内閣府、外務省
- ③期限：2021 年度 (令和 3 年度) 中にも一層の積極的対応を追求
- ④予算措置：関連予算にて対応

## 5. 結び

計 5 回を数えた本 PT の各会合を通じて、多岐にわたる分野において豊富な知見を有する参与、有識者委員から、沢山の貴重な意見が提示された。そして、各会合での検討、議論から上記のような具体的な施策提言が浮かび上がったが、会合にて提起された重要な論点の全てを必ずしも拾いきれたというわけではない。

なかでも、重要でありながら、本 PT 単独での提言とはしなかったものとして、海洋産業に関する提言がある。我が国の技術を活かすべき海洋産業の具体化については、国際協力等を進めていく際にも重要な視点を提供する。海洋産業については、これまで参与会議の下で、2018 年(平成 30 年)度の「シーレーン沿岸国との海洋産業協力の深化に関するスタディグループ (SG)」、2019 年 (令和元年) 度の「開かれ安定した海洋のための諸外国との海洋産業協力の深化に関する PT」で議論された。そこでは、シーレーン沿岸国との間で産業協力を深化させ、我が国の重要なシーレーンの確保に寄与するための方策等が議論され、かかる協力のための官民一体となったプラットフォームの設置の重要性等が指摘された。

また、本年度は海洋産業の競争力の強化という切り口から、本 PT と並行して、「海洋産業の競争力強化に関する PT」(以下「海洋産業 PT」という。)が設置され、検討、議論が行われたところである。

提言の観点からは、海洋産業 PT において「シーレーンの安定的利用の確保に向けた取組と沿岸国との産業協力の深化」が検討課題としてとりあげられ、同 PT 報告書では、その成果として、「シーレーンの安定的利用の確保に向けた取組と沿岸国との産業協力の深化」が提言された。その中では、「シーレーン沿岸国との産業協力については、インフラシステム輸出を通じて、『自由で開かれたインド太平洋』(FOIP) が目指す我が国を含む地域の繁栄の礎となる国際環境の構築等に貢献すること」が期待されるとして、「我が国には臨海部の産業立地と港湾開発等を一体的に推進する『産業立地型港湾開発モデル』のノウハウや、我が国企業の優位性のある施工・維持管理や運営の技術、相手国と共に発展することを目指した人材育成や技術移転などの強み(中略)を活かして地域の連結性の実現、展開地域の経済的な繁栄と地理的なつながり、人的なつながりをつく

っていくことが非常に重要であり、それらを継続・強化すべきとしている。これはまさに本PTにおいて検討した FOIP の推進による我が国の国益の実現と同様の観点に立つものである。したがって、提言としては、海洋産業PTによる提言を尊重することとし、参与会議に報告される段階で、本PTから国際協力等からの視点も重要であることを提起することとし、参与会議としてまとめられる意見書において統合した形で位置づけられることが望ましい。これまでのPT/SGではみられなかった、単一のPT/SGの枠を超えた、PT/SG間の連携という観点からの統合的な新たなアプローチとなるだろう。

また北極について、本PTでは一つ目のテーマであるMDAに導かれる形で議論を行い、提言を行ったが、北極政策については基本計画において主要施策として初めて独立の項目を置かれるとともに、2018年(平成30年)度の「北極政策PT」にて検討、議論を行う等、国際協力等のみならず、持続的な利活用及び研究開発等の観点からも大きな重要性を持つ。今年度においては第53回参与会議等において扱われたことを踏まえ、上記と同様に、参与会議としてまとめられる意見書において統合した形で位置づけられることが望ましい。

各検討課題についての検討、議論において、またPT全体を通じて、省庁横断的な取組の必要性、広くは、海洋政策を推進するための総合海洋政策本部の司令塔機能の強化についての意見が多く出された。これは、参与会議本体においても、また、過去のPT/SGでも累次議論されている点であり、また、基本計画でも、大きな課題として位置付けられている。本PTでの議論を振り返ると、その対応策として具体的な意見も出された。それは、MDAに関連し、内閣府総合海洋政策推進事務局の中に、各国のMDAの調査・研究のための組織を恒常的に立ち上げるべきであるというもので、同組織の人員をきちんと定員化し、同事務局の体制を強化していくというアイデアである。本PTの上記「4.」の提言との関係で言えば、「(1-ア.) MDAについての国際協力等の強化の推進。そのための各国MDA能力等の調査・研究」と「(1-オ.) MDAプラットフォームの検討の加速」の施策を統合して進めた先に具現化すべき事項である。そして、ひいては総合海洋政策本部そのものの総合調整機能及び企画立案機能が十分に発揮されうるような体制強化につながることを望ましい。上記にも関連するが、本PTのみならず、PTにおける報告書をまとめられた後のフォローアップをより明確にすべきであり、報告書を実現するための方針を定めるとともに、その具体的な戦略を明らかにし、戦略相互間の優先順位も決定すべきである。かかるフォローアップは内閣府総合海洋政策推進事務局がイニシアティブをとって確保されるべきである。

最後に、本PTの目的の一つでもある、次期(第4期)海洋基本計画の策定に係る参与会議での議論に向けた発信について、次期基本計画の構成・方向性について予断するものではないが、本PTの施策提言それぞれが、次期基本計画の重要な構成要素になりうるものであることを明らかにしておきたい。また、本PTの検討課題として設定した三つのテーマ、すなわちMDA、新型コロナウイルス感染症(より大きな意味では海洋由来のパンデミック対応)、そして、基本計画の支柱である「総合的な海洋の安全保障」と著しく一致するFOIPは、次期基本計画でも、その位置づけには留意すべきである。今後、次期基本計画が具体的に検討されるに当たり、本PTにおいて検討、議論された内容が再度重要な意義を持ち、かかる検討に寄与することを大いに期待する。

## 国際的な連携の確保及び国際協力の推進について検討するPT 構成員

主査：兼原 敦子

参与：田中 明彦、尾形 武寿（第3回～第5回に参加）、杉本 正彦、水本 伸子

外部有識者：

岩並 秀一 三菱重工業株式会社 プラント・インフラドメイン 企画管理部 顧問（前海上保安庁長官）

高島 正之 合同会社TMC コンサルティング代表（参与会議前参与）

竹田 いさみ 獨協大学 外国語学部 教授

福本 出 株式会社石川製作所 常務取締役 / 東京研究所長（元海上自衛隊海将）

関係府省庁：

内閣府（総合海洋政策推進事務局）、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省（海上保安庁）、防衛省等

## 国際的な連携の確保及び国際協力の推進について検討する PT 開催実績

開催実績	テーマ
第1回 PT (令和2年10月21日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本 PT の目的・趣旨、PT の進め方について</li> <li>・「第一の検討課題「海洋状況の認識」に即したテーマ」について</li> </ul>
第2回 PT (令和2年11月12日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第二の検討課題「海洋秩序の形成」に即したテーマ」について</li> </ul>
第3回 PT (令和2年12月16日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第三の検討課題「海洋秩序の維持」に即したテーマ」について</li> </ul>
第4回 PT (令和3年1月22日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PT 報告書の内容の柱となる提言部分を構成する要素等について</li> </ul>
第5回 PT (令和3年2月18日開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PT 報告書について</li> </ul>